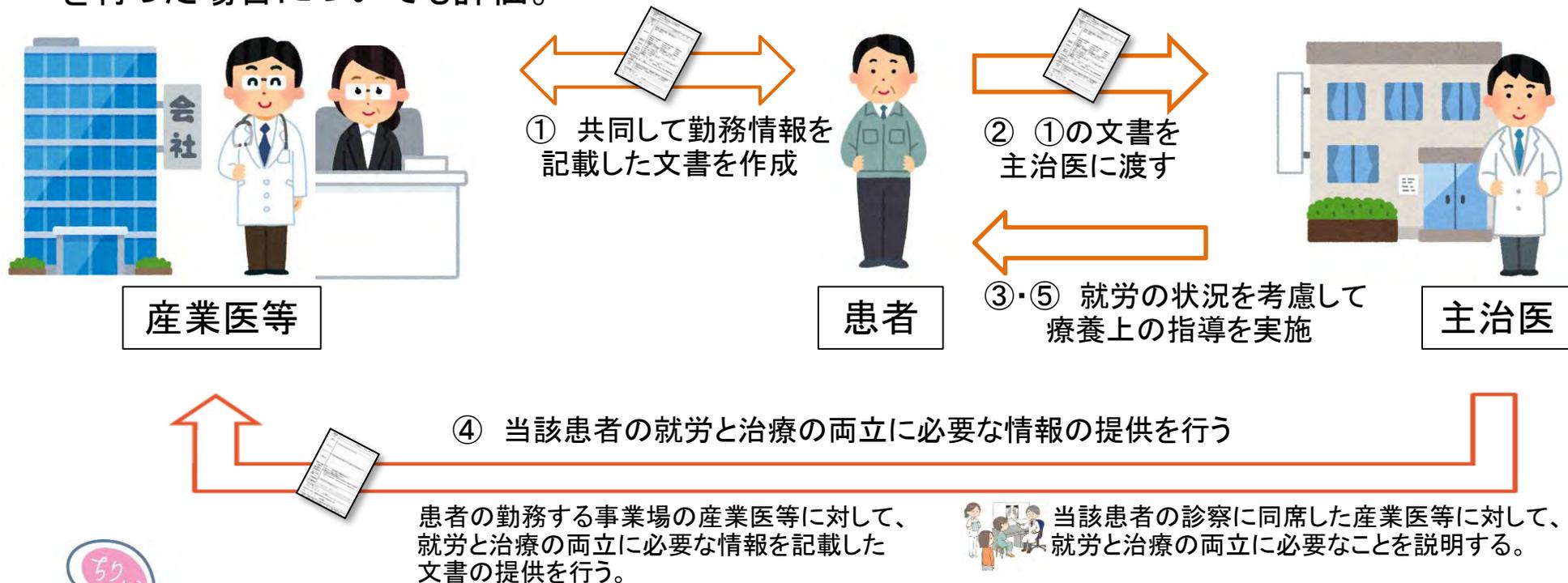


療養・就労両立支援指導料

➤ 療養・就労両立支援指導料について、企業と患者が共同で作成した勤務情報を記載した文書に基づき、患者に療養上必要な指導を実施するとともに、企業に対して診療情報を提供した場合について評価。また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行った場合についても評価。



療養・就労両立支援指導料(3月に限る)

1 初回	800点
2 2回目以降	400点
相談支援加算	50点

療養・就労両立支援指導料

対象患者及び連携先

- 療養・就労両立支援指導料について、両立支援をより充実させるよう、令和2年度改定において以下の見直しを行った。
 - ◆ 対象となる疾患に脳血管疾患、肝疾患、指定難病を追加
 - ◆ 対象となる企業側の連携先に、患者が勤務する事業場において、選任されている総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び労働者の健康管理等を行う保健師を追加

相談支援加算の創設

- 令和2年度改定において、当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合の評価を新設した。

療養・就労両立支援指導料

(新) 相談支援加算 50点

[相談支援加算の算定要件]

当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

[相談支援加算の施設基準]

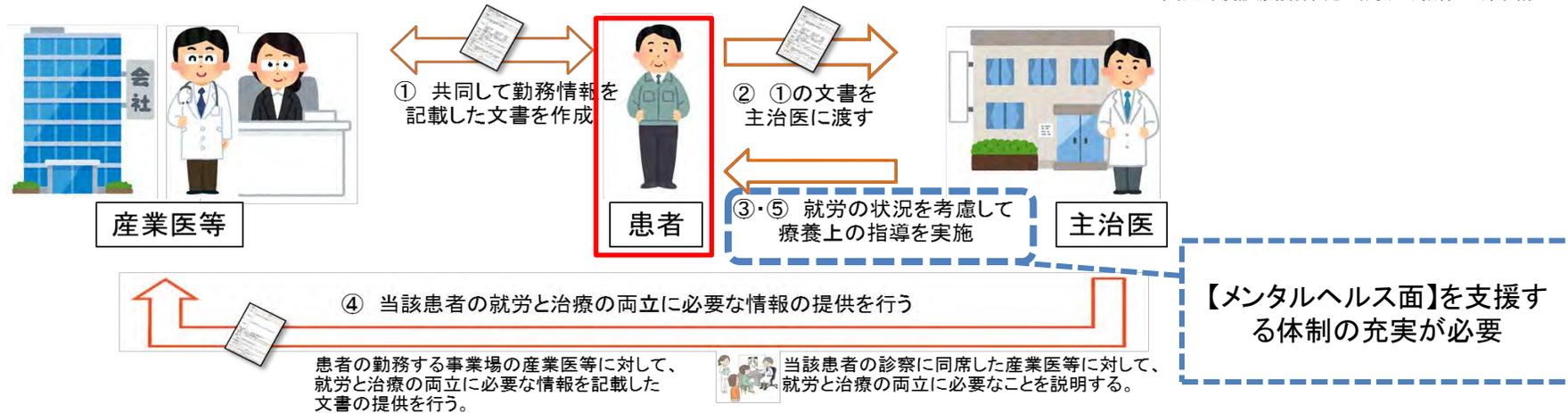
専任の看護師又は社会福祉士を配置していること。専任の看護師又は社会福祉士については、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラムに即した研修を修了していること。



治療と仕事の両立支援の充実

○ 治療と仕事の両立のための支援には、心理的不安や病状の経過に伴う心理的影響などのメンタルヘルス面を支援する更なる体制の充実を図ることが重要であり、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」においても位置づけられている。

※令和2年度診療報酬改定の概要より抜粋・一部改編



事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン(抄)

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

このガイドラインは、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものです。



- 治療と仕事の両立が普通にできる社会を目指すため、働き方改革実行計画に基づき、会社の意識改革と受け入れ態勢の整備などの取り組みが行われている。
- 事業場における治療と仕事の両立支援については、事業場向けのガイドラインが作成されている(令和3年3月最終改訂)
- ガイドラインには、「メンタルヘルス面への配慮」「両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性」が明記されている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000780068.pdf>

「両立支援コーディネーター」の養成

働き方改革実行計画目標：両立支援コーディネーターを2020年度までに2,000人養成

※2021年3月31日時点で7,531人養成を達成

両立支援コーディネーター

担い手： 企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等

機能： 支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと

役割： それぞれの立場における支援の実施 及び 関係者との連携・調整

支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する 等

平成30年3月30日付け基安発0303第1号働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について



「両立支援コーディネーター養成研修カリキュラム

対象者：医療機関、事業場、支援機関等において両立支援に携わる者
(医療従事者、人事労務担当者、産業保健スタッフ等)

形式：集合形式又はオンライン形式（令和2年度よりオンライン開催）

実施主体：独立行政法人労働者健康安全機構

「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について
(平成30年3月30日付け基安発0330第1号(改正 令和2年9月1日付け基安発0901第1号))」に基づいて実施

科目	範囲	時間
両立支援コーディネーターの役割等	<ul style="list-style-type: none">ガイドラインに基づく両立支援における、両立支援コーディネーターの役割、支援内容支援に当たっての留意点個人情報の適正な取扱い	45分
医療に関する基本的知識	<ul style="list-style-type: none">典型的な疾病や治療の特徴、経過及び就業に当たっての影響医療機関における両立支援の対応	1時間
産業保健に関する基本的知識	<ul style="list-style-type: none">事業場における労働者の健康管理の基本的考え方産業保健体制及び産業保健活動	1時間
労務管理に関する基本的知識	<ul style="list-style-type: none">労働関係法令事業場における就業継続可否の基本的考え方就業上の措置・配慮等の対応	1時間
社会資源に関する知識	<ul style="list-style-type: none">両立支援に利用可能な支援機関、支援制度等の社会資源	1時間
コミュニケーションスキル	<ul style="list-style-type: none">コミュニケーションスキル支援対象者の疾病や治療に伴う心理的ストレスへの対応	45分
両立支援の演習	<ul style="list-style-type: none">支援方法のシミュレーション	1時間

すべてのカリキュラムを受講した者には、独立行政法人労働者健康安全機構より「修了証書」を発行

両立支援コーディネーター基礎研修受講修了者について

○ 両立支援コーディネーター基礎研修の受講修了者は、医師、看護師、社会福祉士に加え、公認心理師や精神保健福祉士も含まれてきている。

平成27年度～令和2年度両立支援コーディネーター基礎研修受講修了者の人数(一部職種)

職種	H27～R2 計
医師	144人
看護師	1240人
社会福祉士	1493人
公認心理師 (臨床心理士含む)	90人
精神保健福祉士	50人

公認心理師の役割と配置状況

1. 公認心理師制度創設の背景（公認心理師法案の提出理由）

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。※平成27年9月成立・公布（議員立法）、平成29年9月全面施行

2. 公認心理師とは

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。※名称独占

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② **心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助**
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

3. 資格登録数

資格登録者数：**42,435**人（令和3年6月末時点）

公認心理師のうち約3割が病院に配置されている

4. 主な活動分野と配置先

- 保健医療分野**：病院（診療報酬（施設基準）、がん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院の要件に記載）など
- 福祉分野**：児童相談所（児童相談所に設置する児童心理司の要件の一つとして記載）など
- 教育分野**：学校（スクールカウンセラーの要件の一つとして記載）など
- 司法・犯罪分野**：裁判所、刑務所、少年鑑別所、犯罪被害者支援 など
- 産業・労働分野**：各事業所（事業者が行うストレスチェックの実施者の要件の一つとして記載）など

精神保健福祉士の役割と就業状況

- 精神保健福祉士は、専門的知識及び技術をもって、メンタルヘルスの課題が明らかになっていないが支援を必要とする可能性のある者を含めた相談支援、多機関との連携調整等の援助を行っている。

※精神保健福祉士：精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格
資格者の登録状況 **94,696人**（令和3年8月末現在）

医療

- 就業場所は、「医療関係」の施設が多い



○病院 9,822人

精神科病院 6,892人（1施設あたり6.9人）
一般病院 2,930人（1施設あたり0.4人）

○一般診療所 1,708人

出典：平成29年医療施設調査（平成29年10月1日現在）※常勤換算

精神保健福祉士の他資格の保有状況

- 精神保健福祉士の他の資格の保有状況では、「社会福祉士」の割合が60.9%と最も高い



	回答数（人）	割合（%）
介護福祉士	6,180	17.4
社会福祉士	21,658	60.9
公認心理師	1,207	3.4
精神保健福祉士実習指導者	6,431	18.1
介護支援専門員（ケアマネージャー）	9,949	28.0
訪問介護員（ホームヘルパー）	5,371	15.1
看護師、准看護師	3,568	10.0
相談支援専門員	5,548	15.6

療養・就労両立支援に係る課題(小括)

- ・ 日本の労働人口のうち、約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いており、厚生労働省では、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン等を作成し、普及促進を行っている。
- ・ 令和2年度改定以後に、企業・医療機関連携マニュアルに心疾患、糖尿病の事例が追加された。
- ・ 両立支援ガイドラインの参考資料にも、心疾患、糖尿病の治療と仕事の両立支援に当たり特に留意すべき事項(治療や症状に応じた配慮事項等)が示されており、さらに、令和3年度中には、若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引きが策定される予定である。
- ・ 衛生推進者(労働安全衛生法第12条の2)が労働者の健康に係る業務を担当する者として選任されている場合があり、治療と仕事の両立支援において診療情報の提供先となり得るが、療養・就労両立支援指導料の評価の対象となっていない。
- ・ 治療と仕事の両立のための支援には、心理的不安や病状の経過に伴う心理的影響などのメンタルヘルス面のサポートや、両立支援にかかわる関係者間の連携が含まれている。
- ・ 現行の療養・就労両立支援指導料の相談支援加算の対象となる職種は看護師又は社会福祉士となっているが、両立支援コーディネーター基礎研修の受講を修了している公認心理師や精神保健福祉士も出てきている。